

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年7月2日)

【 件 名 】

- 1 社会福祉法人あすなる会に対する改善勧告の報告について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 鳥取県認定こども園に関する条例の改正（幼保連携型認定こども園の認可基準）に関するパブリックコメントの実施について
(子育て応援課)・・・3

福祉保健部

社会福祉法人あすなろ会に対する改善勧告の報告について

平成 26 年 7 月 2 日
障がい福祉課

次のとおり社会福祉法人あすなろ会から改善措置報告書が提出されましたので、報告します。

1 改善措置報告書の概要

- (1) 提出年月日 平成 26 年 6 月 30 日
(2) 報告内容

勧告事項	法人からの回答(要約)
○松の聖母学園における虐待事案の全貌を調査し、その結果を報告すること。	<p>○虐待件数など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会は、虐待が疑われた 13 件のうち、7 件が虐待、6 件は虐待の疑いがあるとした。(あすなろ会としては虐待の可能性が高いと判断した。) ・虐待が発生したユニットでは、全体的にユニット長による「不適切な関わり」が日常的に行われ、暴言や威圧的行為が利用者に恐怖を与え、心理的外傷を与えた。 <p>○虐待が生じた背景・原因等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット長は 10 年もの間異動をせず、独善的になり、ユニット長のワンマン体制となっていた。 ・ユニット長への畏怖が浸透するにつれ、ユニットの秩序維持につながり、他のよりよい支援方法が十分検討されなくなった。 ・社会福祉法人の理念の共有や虐待に関する意識醸成ができておらず、利用者・家族、職員が悩みを相談できる体制が整備できていなかった。 ・法人として、施設として、虐待を受け止めることができず、内部告発という形で虐待が判明した。 ・施設が閉鎖的に運営されており、利用者家族との会合等が十分行われていなかった。
○松の聖母学園利用者の人権の擁護、虐待防止に努めることは当然のこと、利用者の意志及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供を実践すること	<p>○施設職員の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理綱領の策定、法令遵守マニュアルの作成を行った。関係法令を含め研修会、勉強会を通じて全職員に周知する。 <p>○利用者、家族等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が利用者・家族の意見を踏まえたものとなっているか再確認し、適切な支援を実施する。併せて、看護師による利用者の健康状況の確認等を実施する。 ・利用者・家族への適宜・適切な連絡・報告の実施、定期的な意見交換の機会を増やすなど、家族も意見を言いや

	<p>すい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を継続して受診するとともに、PDCA サイクルを利用した計画、支援の検討を行う。
<p>○松の聖母学園利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために万全な体制を整備すること</p>	<p>○役職員等の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害職員（ユニット長及び嘱託職員）、施設長については法人として処分予定。役員の処分も併せて行う予定。 ・刑事告発は、更に踏み込んだ調査が必要であり、利用者・家族の意向を踏まえ検討する。 <p>○体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び全施設に虐待防止委員会を設置するとともに、苦情解決責任者、第三者委員等を設置し、利用者・家族、職員等が悩みを相談できる体制を整備する。 ・苦情相談窓口の第三者委員は、今回は機能しなかったことを踏まえ、家族会への参加、学園での利用者との交流など定期的な関わりを図る。 ・虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、第三者評価など外部評価を活用し、PDCA サイクルにつなげる。 ・管理職を含めた職員の人権意識を高める研修、適切な支援ができる知識・技術の研修を実施するとともに、職員一人ひとりに研修計画を策定・実施する。 ・他法人の先進的な施設の視察、人事交流を実施する。 ・マニュアル・規程等の整備・職員への周知、不断の改善を実施する。 ・人員体制の強化、風通しの良い職場づくりを実践し、職員が過剰なストレスにさらされない環境を構築する。 ・ボランティア等の地域活動への積極的な参加、ホームページなどによる広報活動の強化を行う。
<p>○適正な事業運営を確保するため、法人の業務管理体制を再度見直すとともに、どのようにすれば虐待防止ができるのか、内部告発以前に施設内・法人内で問題に対処できるようにするためにはどのような取組が必要か職員も含め検討し、必要な措置を講ずること。</p>	<p>○職員の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事案を受けた改善プログラムを実施し、職員の人権意識や改革に向けての認識の共有化を行った。これを継続し、理念や意識の共有を全職員に浸透し、行動につなげる。 ・法人の理事体制を再構築し、理事として業務を十分に理解し対策を講じていく体制を構築する。 ・本部事務局に専任のコンプライアンス担当を配置した。法人のコンプライアンス、研修を始めとする人材育成等を役員が責任を持って推進する体制を構築する。 ・法令遵守、虐待防止に関する体制を明確化した。

2 今後の対応について

法人からの改善措置報告書の内容を精査し、追加措置が必要かどうか判断する。

鳥取県認定こども園に関する条例の改正（幼保連携型認定こども園の認可基準） に関するパブリックコメントの実施について

平成26年7月2日
子育て応援課

平成27年4月1日からスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」によって、認定こども園のうち幼保連携型認定こども園の認可制度が変わり、現在、「鳥取県認定こども園に関する条例」で定めている幼保連携型認定こども園の認定基準に代わる新たな認可基準を設ける必要があります。

ついては、県民の皆さまから、鳥取県認定こども園に関する条例の改正についての意見をいただくよう、次のとおりパブリックコメントを実施します。

- 1 募集期間 平成26年7月14日（月）から7月31日（木）まで（予定）
- 2 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館に設置）、市町村窓口
- 3 パブリックコメントの内容

1. 認定こども園の概要

認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）が改正され、認定こども園のうち幼保連携型認定こども園の制度が次のように変更されます。

区分	現行	変更後
幼保連携型認定こども園	幼稚園と保育所のそれぞれの認可を受けた施設を教育と保育を一体的に行う施設として知事が 認定 幼稚園・保育所の認可を保持	教育と保育を一体的に行う施設として知事が 認可 幼稚園・保育所それぞれの認可は不要
幼稚園型認定こども園	幼稚園を保育及び子育て支援を行う施設として知事が認定	変更なし
保育所型認定こども園	保育所を教育及び子育て支援を行う施設として知事が認定	
届出保育施設等型認定こども園	保育所の認可を受けていない施設を教育及び子育て支援を行う施設として知事が認定	

<現行>



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督



<改正後>



- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化

2. 改正する条例の概要

現在の保育所及び幼稚園の設置基準並びに幼保連携型認定こども園の認定基準を基本とし、主に次の点を改正して認可基準とします。

内容	改正内容
職員配置	○教育及び保育の従事者の数は、満3歳の園児おおむね20人つき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人つき1人以上とする。(現行 短時間利用児(※)については、満3歳以上の園児おおむね35人につき1人以上) ※短時間利用児・・・幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども ○各学級に担当する専任の保育教諭(幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している者)を置かなければならないこと。
設備	○調理室は、食事を提供する園児数が20人に満たない場合は、設けないことができること。(ただし、調理設備は必要。)
建物等	○建物及びその附属設備は、同一敷地又は隣接する敷地に設けること。(例外規定の削除)
園庭	○園庭は、同一敷地又は隣接する敷地に設けること。(例外規定の削除)

4 今後のスケジュール

7月中旬～下旬	パブリックコメントの実施
8月初旬～中旬	子育て王国とっとり会議へパブコメの結果と条例案の提示
8月21日	常任委員会にパブコメ結果の報告
9月	9月議会条例改正案の提案

(参考) 主な基準の比較

区 分		新	現行 (保育所認可基準・幼稚園認可基準・認定基準)																		
職員配置		<ul style="list-style-type: none"> ・短時間利用児、長時間利用児に区分せず、次のとおり <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>0歳児</td><td>3 : 1</td></tr> <tr><td>1～2歳児</td><td>6 : 1</td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>20 : 1</td></tr> <tr><td>4～5歳児</td><td>30 : 1</td></tr> </table> ・各学級 (3歳以上の園児 原則35人以下) に専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置 ・その他現行と同じ <p>※保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している者</p>	0歳児	3 : 1	1～2歳児	6 : 1	3歳児	20 : 1	4～5歳児	30 : 1	<p>【短時間利用児】</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>3歳以上</td><td>35 : 1</td></tr> </table> <p>【長時間利用児】</p> <p>保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>0歳児</td><td>3 : 1</td></tr> <tr><td>1～2歳児</td><td>6 : 1</td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>20 : 1</td></tr> <tr><td>4～5歳児</td><td>30 : 1</td></tr> </table> <p>【3歳以上の短時間利用児と長時間利用児の共通利用時間 (4時間程度)】</p> <p>1学級 (原則35人以下) 1名</p> <p>(幼稚園認可基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学級に専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人以上配置 ・養護教諭等 (主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭) 及び事務職員配置の努力義務 ・教頭又は副園長を配置 	3歳以上	35 : 1	0歳児	3 : 1	1～2歳児	6 : 1	3歳児	20 : 1	4～5歳児	30 : 1
0歳児	3 : 1																				
1～2歳児	6 : 1																				
3歳児	20 : 1																				
4～5歳児	30 : 1																				
3歳以上	35 : 1																				
0歳児	3 : 1																				
1～2歳児	6 : 1																				
3歳児	20 : 1																				
4～5歳児	30 : 1																				
施設 設備	園舎・ 保育 室	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と附属設備は、同一敷地内又は隣接 ・その他現行と同じ 	<p>【満3歳未満児 (=保育所認可基準)】</p> <p>乳児室 (ほふくしない子) (満2歳未満) 1.65㎡/人 ほふく室 (ほふくする子) (") 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室 (満2歳以上) 1.98㎡/人</p> <p>【満3歳以上児 (=幼稚園認可基準)】</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1学級</td><td>180㎡</td></tr> <tr><td>2学級以上</td><td>(320+100×(学級数-2))㎡</td></tr> </table> <p>※幼稚園・保育所基準の両方を満たすことが原則。(既存施設については、いずれかの基準を満たしていれば可)</p> <p>・子どもの移動時の安全が確保されている場合等には建物と附属設備が同一敷地内又は隣接しなくても可</p>	1学級	180㎡	2学級以上	(320+100×(学級数-2))㎡														
	1学級	180㎡																			
	2学級以上	(320+100×(学級数-2))㎡																			
	園庭	現行と同じ	<p>【満2歳以上児 (=保育所認可基準)】</p> <p>3.3㎡/人</p> <p>【満3歳以上児 (=幼稚園認可基準)】</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>2学級以下</td><td>(330+30×(学級数-1))㎡</td></tr> <tr><td>3学級以上</td><td>(400+80×(学級数-3))㎡</td></tr> </table> <p>※幼稚園・保育所基準の両方を満たすことが原則。(既存施設については、いずれかの基準を満たしていれば可)</p>	2学級以下	(330+30×(学級数-1))㎡	3学級以上	(400+80×(学級数-3))㎡														
2学級以下	(330+30×(学級数-1))㎡																				
3学級以上	(400+80×(学級数-3))㎡																				
調理 室	調理室は必置 (ただし、食事を提供する園児の数が20人未満の場合は、独立した調理室は不要。調理設備で可)	調理室は必置																			
【外部搬入】 現行と同じ	【外部搬入】 現行と同じ	【外部搬入】 3歳以上児については、一定の要件を満たしている場合に限り可能																			
そ 他	現行と同じ	<p>(幼稚園認可基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水・手洗・足洗設備は必置。 ・放送聴取・映写・水遊び場等は設置努力。 																			
教育・保育時間	現行と同じ	<p>1日の保育時間は8時間を原則。(=保育所認可基準)</p> <p>(幼稚園認可基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎学年の教育週数は39週以上 ・1日の教育時間は、4時間 																			